

執行部に対する調査事項（案）について

1 執行部のデジタル化の状況

【趣 旨】府議会の審議資料は、その多くを執行部が作成しているところ、現在、府議会で検討中の「クラウドを活用したペーパーレス会議システム」の有効活用のためには、現在、執行部から紙で議会に納品されている資料のデジタル化（検索できるように文字情報を入れたPDF化）や、クラウドを活用した納品（資料の共有化）など、執行部のデジタル化との連携が不可欠である。

については、これらの内容を含む執行部のデジタル化の取組状況と、議会資料の作成の現状（デジタル化への対応が可能かどうか等を含む。）について聴取したい。

【聴取内容（聴取先）】

- ・ 執行部のデジタル化の取組状況（政策企画部）
- ・ 議会資料の作成の現状とデジタル化（総務部）

2 セキュリティ対策

【趣 旨】いくつかの都道府県議会では、既に「クラウドを活用したペーパーレス会議システム」を運用しているが、これらの議会はいずれも「執行部によるセキュリティ基準を満たすように整備する」という考え方を採用している。

については、iPad等のタブレット端末（議員、出席要求理事者）や行政事務支援システム（職員）の端末から接続して（BYOD^{*1}による運用が認められる場合には、当該運用を含む）、クラウドサービスを活用する場合のセキュリティの考え方、仕様作成・発注方法等について聴取したい。

※1 個人で所有している端末を業務で使用する仕組み

【聴取内容（聴取先）】

- ・ クラウドサービスを活用する場合のセキュリティの考え方等（政策企画部）

3 スマート自治体の実現

【趣 旨】昨年は、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタル・ファースト^{*2}」等を基本原則とする「デジタル手続法^{*3}」が国会で成立し、執行部においても、スマート自治体を実現するための対応を進められているものとする。

については、府議会のICT化の取組の一環として、議会への手続（府民からのものとしては請願・陳情等、議員からのものとしては政務活動費や資産の報告、各種届出等）のデジタル化を進めるとした場合の執行部のシステム対応等について聴取したい。

※2 手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。デジタル手続法^{*3}の基本原則の一つ

※3 令和元年5月31日公布。地方自治体では行政手続のオンライン実施が努力義務に定められた。

【聴取内容（聴取先）】

- ・ 自治体手続のデジタル化（デジタル・ファースト）への対応（政策企画部）